

令和4年度
美瑛町定住住宅取得助成制度
ご案内



美瑛町まちづくり推進課移住定住推進室

美瑛町定住住宅取得助成について

この制度は、美瑛町への移住及び定住を促進するため、美瑛町内に新たに住宅を取得した方に対し費用の一部を助成し、定住人口の増加と町の活性化を図ることを目的としています。

助成対象者

1. 自らの居住の用に供するため、町内において新たに住宅を取得（住宅を新築すること又は購入することをいう。）した者（住宅が共同名義の場合はその世帯主）。
ただし、本町の住民基本台帳に登録されている者が世帯分離によって住宅を取得した場合は、借家に居住している期間が3年以上の者に限る。
2. 取得した住宅において本町の住民基本台帳に登録されている者
3. 対象者及び居住する全ての者に町税等の滞納がない者
4. 助成金の交付を受けた日以後3年以上当該住宅に居住が見込まれる者
5. 助成金の交付を既に受けていない者
6. 本町において過去に住宅を所有したことがない者
7. 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年美瑛町条例第19号）第2条第1項に規定する暴力団関係者ではない者

助成対象住宅

1. 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室等を有し、居住利用上の独立性を有する延べ面積60㎡以上のもの
2. 住宅の購入費用（その土地の購入費用を含む）が100万円以上であるもの
3. 住宅を三親等内の親族以外の者から購入したもの
4. 町内における住宅の建て替えでないもの

必要書類

1. 世帯全員の住民票の写し
2. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
3. 住宅に係る建物の登記事項証明書の写し
4. 契約書その他の住宅の新築又は購入に要した費用が分かる書類の写し
5. 世帯全員の町税等に滞納がないことを証する書類
6. 地域材を使用した新築住宅の提出書類

- (1) 地域材使用箇所を明らかにした平面図、立面図、各伏図等
- (2) 町内で伐採された木材として確認できる書類（産地証明書等）
- (3) 地域材購入に係る請求書の写し（購入材数量内訳含む）
- (4) 地域材を使用している箇所が確認できる写真（建築材として使用した場合は、施工中の写真）
- (5) 認証材を使用している場合は、SGEC の証明書及び認証材購入に係る請求書の写し（購入材数量内訳含む）
- (6) その他必要な書類

助成金額

【基本助成】住宅取得金額の 10% ※7

（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

上限額：新築 50万円※1、中古住宅購入 30万円

【加算助成】

1. 転入者加算 20万円 ※2
2. 子育て世帯加算 10万円 ※3
3. 町内業者加算 50万円（新築に限る。）※4
4. 地域材使用加算 上限 30万円 ※5
認証材使用時 上限 100万円 ※6

※1 新築とは、住宅が建っていない土地、もしくは建築物を除却した後に更地となった状態の土地に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、その他関係法令において適法な住宅を建てる（建売住宅の購入を含む）ことをいい、かつ建築後、人の居住の用に供したことがない状態のことをいう。ただし、建築工事の完了の日から起算して 1 年以上経過したものを除く。

※2 転入者とは、転入の日から住宅に入居した日までの期間が 3 年未満の者かつ転入の日前において、連続する 10 年間本町の住民基本台帳に登録されたことがない者をいう。

※3 子育て世帯とは、当該住宅に入居した日（住所を移した日）において、出生から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者を扶養している世帯をいう。

※4 町内業者とは、美瑛町内に本店を有する建設業者をいう。

※5 地域材とは、美瑛町内の森林から産出した原木を建築用製材及び集成材に加工された木材をいう。加算金額は、地域材の購入に要した費用に 100 分の 20 を乗じて得た額（補助金の額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。

※6 認証材とは、地域材の中でもさらに付加価値をつけ流通させ、より林業経済の活性化を推進するもの。

※7 美瑛町結婚新生活支援事業による住居費の助成を受ける場合は、住宅取得金額から支援事業の助成金額を控除する。

申請の手続き

美瑛町まちづくり推進課移住定住推進室に備え付けの様式に、必要書類を添えて申請してください。

- ① 助成金を受けることができるのは1世帯につき1回までです。
- ② 住宅を取得した日から1年以内に申請してください。
- ③ 審査委員会において審査の結果、交付決定されます。

助成金の取り消し

助成対象者が次に該当した場合、助成金の全部又は一部が取り消されます。

- ① 不正な手段にて助成金を受けたとき
- ② 助成金を他の用途に使用したとき
- ③ 助成金交付の条件に違反したとき

【問い合わせ先】

まちづくり推進課移住定住推進室

美瑛町本町4丁目6番1号

(電話) 0166-74-6171

(FAX) 0166-92-4414

(Eメール) iju-teiju@town.biei.hokkaido.jp